

# 令和5年度（令和4年分）市民税・県民税申告書の書き方

## 市民税・県民税の申告が必要な人

令和5年1月1日現在、名張市にお住まいで次の①～⑤のいずれかに該当する人。  
ただし「令和4年分所得税の確定申告書」を税務署に提出される人は申告不要です。（⑤に該当する人を除く）

- ① 営業等、農業、不動産、雑、譲渡、一時、配当（上場株式等の配当を除く）などの各種所得があった人
- ② 給与所得・公的年金等所得の他に各種所得のあった人  
※給与所得・公的年金等所得以外の所得の合計額が20万円以下の人でも市民税・県民税の申告が必要です。
- ③ 給与所得のみで、勤務先から名張市に給与支払報告書（源泉徴収票と同様のもの）が提出されていない人（不明な場合は勤務先へお尋ねください）
- ④ 給与所得または公的年金等の所得のみで、源泉徴収票に記載された所得控除（社会保険料控除・扶養控除など）の内容に変更のある人、または源泉徴収票に記載されない各種控除を受けようとする人  
⇒ 公的年金等を受給されている人は以下を参照してください。
- ⑤ 特定配当等及び特定株式譲渡所得について、所得税及び復興特別所得税と市民税・県民税とで異なる課税方式を選択しようとする人（所得税の確定申告で手続きが完了する人を除く。）  
⇒ 名張市HP掲載（暮らし>税>市民税）の「特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額の課税方式の申出書」を添付のうえ申告してください。詳しくはおたずねください。

### ⑤について（予告）

次回申告（令和6年度（令和5年分））より所得税と市民税・県民税の課税方式を一致させることとなり、異なる課税方式を選択することができなくなります。つまり、所得税は確定申告を行い、市民税・県民税では申告しないということができなくなります。

## 公的年金等を受給されている人

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種所得の金額の合計額が20万円以下である場合には、その年分の所得税について確定申告書を提出することを要しないこととされています。（源泉徴収の対象とならない公的年金等（外国で支払われる年金）がある場合を除く）

しかし、これによって確定申告書を提出しない場合であっても、以下に該当される人は市民税・県民税の申告書の提出が必要となります。

- ① 公的年金等の源泉徴収票に印字されているものに、人的控除を追加・訂正される人（配偶者控除・扶養控除・障害者控除・寡婦、ひとり親控除など）
- ② 公的年金等の源泉徴収票に記載されない控除を追加される人（医療費控除・生命保険料控除・地震保険料控除・寄附金税額控除など）

## 市民税・県民税の申告をしたほうがよい人

- 令和4年中の所得が非課税収入（遺族年金・障害年金・失業給付金など）のみの人や、所得のなかった人  
所得証明書の発行や国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の算定や軽減判定などに必要なため、申告書を提出されることをおすすめします。

提出の際は、申告書2-⑫の所得金額合計欄に「0」と記入し、申告書7欄「所得のなかった方の記入欄」に必要な事項を記入し提出してください。（書き方3ページを参照してください）

## 申告書の提出期限

## 主な提出書類

## 申告についての問合せ及び提出先

# 令和5年 3月15日（水）まで

- ① 市民税・県民税申告書
- ② （給与所得または公的年金等の）源泉徴収票
- ③ 医療費控除を受ける人はその医療費の明細等の必要書類（必要書類の詳細は6頁参照）
- ④ 生命保険・地震保険料控除を受ける人はその控除証明書
- ⑤ 社会保険料控除を受ける人は（国民年金保険料の）控除証明書等、名張市から送付した納付済額のハガキ（国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料）
- ⑥ その他控除を受ける人は各種控除の証明書等

〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地  
名張市役所 市民部 課税室 市民税担当（1階15番窓口）  
TEL (0595) 63-7429

※この書き方は、現行法で作成しており、税法改正により税率等が変わることがありますのでご了承ください。

1 収入金額等 及び 2 所得金額

以下の説明を参考に該当欄に必要事項を記入してください。

<b>営業等 農業 不動産</b> 〔1-ア・イ・ウ欄 2-①・②・③欄 裏面13・14欄〕	営業等所得……卸売業、小売業、製造業、建設業、運輸業、サービス業、漁業、外交員、私塾経営、茶道・生花・舞踊の師匠、作家などから生ずる所得をいいます。 農業所得……米、野菜、茶、花、果樹などの栽培・生産、又は畜産、酪農などから生ずる所得をいいます。 不動産所得……貸地、貸家、貸店舗、貸事務所、貸駐車場、貸農地などから生ずる所得をいいます。 所得金額の計算は、次の算式によります。申告書裏面の13欄の各項目を記入し、表面1-ア・イ・ウ欄に収入金額を、2-①・②・③欄に所得金額を記入（専従者控除を受ける場合は14「事業専従者に関する事項」欄も記入）してください。 $\text{（収入金額－売上原価）－経費－専従者控除＝所得金額}$
-----------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

■申告書裏面13「営業等・農業・不動産所得に関する事項」14「事業専従者に関する事項」欄の記入について

収入金額	①販売(収入)金額	令和4年中の販売(売上)金額や賃貸料の収入金額などを記入してください。売掛金や滞納家賃なども含めて計算します。
	②家事消費金額	農作物(飯米等)や商品などについて、令和4年中に家庭で消費した分や親戚・知人へ贈答した分がある場合には、これらも収入とみなされます。これらを通常の販売価格で販売したと仮定して収入金額を計算し、その額をこの欄に記入してください。
	③その他収入	上記①②以外の雑収入の金額及び不動産所得の場合は礼金・権利金・更新料などの収入金額を記入してください。
売上原価	⑤期首棚卸高	令和4年1月1日現在の商品(農作物)などの棚卸高を記入してください。
	⑥仕入金額	令和4年中の商品などの仕入金額を記入してください。
	⑦期末棚卸高	令和4年12月31日現在の商品(農作物)などの棚卸高を記入してください。
	経費(ア～ネ)	令和4年中に支出した(又は支出することが確定した)経費をア～ネの項目別(該当する項目がない場合は、ト～ヌにその経費の名称と金額を記入してください。)に集計し、該当欄にその金額を記入してください。
	⑩専従者控除 ※配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除との重複適用はできません。	あなたと生計を一にする配偶者や15歳以上の親族が年を通じて6か月を超える期間専ら事業に従事している場合には、その従事している親族1人につき、次において算出した金額を所得から控除(=専従者控除といいます。)できます。ただし、その従事している親族が配偶者である場合は86万円、配偶者以外の親族である場合は1人につき50万円が控除の限度額となります。算出した控除額の合計をこの欄に記入し、合わせて14「事業専従者に関する事項」欄の各項目を記入してください。 $\text{専従者控除前の所得金額} \div (\text{事業に従事している親族の数} + 1) = 1 \text{人あたりの専従者控除額}$

利子 〔1-エ欄、2-④欄〕	利子所得とは、公社債や預貯金の利子などによる所得をいいます。所得金額の計算は、次の算式によります。 1-エ欄に収入金額を、2-④欄に所得金額を記入してください。なお、一般的な預貯金の利子などは、利子の支払いの際に税金が徴収されていますので申告不要ですが、国外の銀行等に預けた預貯金の利子などで税金が徴収されていないものなどは申告が必要です。 $\text{収入金額＝所得金額}$
-------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

配当 〔1-オ欄、2-⑤欄〕 裏面9欄、裏面15欄	配当所得とは、法人から受ける利益の配当、出資に係る剰余金の分配、投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除きます。)に係る収益の分配などによる所得をいいます。所得金額の計算は、次の算式によります。申告書裏面9欄の各項目を記入し、表面1-オ欄に収入金額を2-⑤欄に所得金額を記入してください。なお、計算結果が赤字である場合の所得金額は0円となります。 $\text{収入金額－必要経費(元本の所得に要した負債の利子)} = \text{所得金額}$ ※配当金等の支払いの際に住民税の配当割額が徴収されている配当等については申告不要ですが、申告をすることにより配当割額の控除を受けることができます。この場合は申告書裏面15欄へ配当割の金額を記入してください。なお、申告をした場合は、その所得金額が各種判定所得に含まれますので、詳しくはおたずねください。 ※上場株式等に係る配当所得について申告する場合、総合課税(配当控除あり)と申告分離課税(配当控除なし)のいずれかを選択することができます。申告分離課税を選択した場合、配当控除は適用されませんが、上場株式等に係る譲渡損失の金額と上場株式等に係る配当所得との間で損益通算を行うことができます。
---------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

給与 〔1-カ欄、2-⑥欄〕 裏面8欄	給与所得とは、給料、賃金、賞与などによる所得をいいます。給与等の収入金額を基に、次において算出した金額が所得金額となります。1-カ欄に収入金額を、2-⑥欄に所得金額を記入してください。 $\text{A: 給与等の収入金額} \quad \text{円} \quad (\text{源泉徴収票「支払金額」欄より転記})$ ※複数枚ある場合はその合計金額を記入 ●給与所得速算表
---------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

A の金額	所得金額	A の金額	所得金額
551,000円未満	0円	1,628,000円以上 1,800,000円未満	* 収入金額×60% + 100,000円
551,000円以上 1,619,000円未満	収入金額－550,000円	1,800,000円以上 3,600,000円未満	* 収入金額×70%－80,000円
1,619,000円以上 1,620,000円未満	1,069,000円	3,600,000円以上 6,600,000円未満	* 収入金額×80%－440,000円
1,620,000円以上 1,622,000円未満	1,070,000円	6,600,000円以上 8,500,000円未満	収入金額×90%－1,100,000円
1,622,000円以上 1,624,000円未満	1,072,000円	8,500,000円以上	収入金額－1,950,000円
1,624,000円以上 1,628,000円未満	1,074,000円		

源泉徴収票の添付が必要です。	給与等の所得金額	円	(上記速算表にあてはめて算出)	※については下記の算式により計算した金額を収入金額として計算 算式: 収入金額 ÷ 4,000円(小数点以下切捨) × 4,000円 ◎所得金額調整控除 あなたの前年の給与収入金額が850万円を超える場合で、下記イ～ハのいずれかに該当する場合、下記の計算式で算出した数値(所得金額調整控除)を上記計算式により算出した給与所得から更に控除します。 イ 本人が特別障害者に該当する場合(特別障害者については5ページの障害者控除の欄を参照してください) ロ 年齢23歳未満の扶養親族を有する者 ハ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者 控除額:   給与等の収入金額(上限1,000万円)－850万円   × 10% ※給与所得金額調整控除の適用を受ける場合は、裏面17欄に対象者を記入してください(扶養親族欄に記入のある方と同一の場合は、裏面17欄の記載は省略できます。) $\text{所得金額} = \text{収入金額} - \text{必要経費} - \text{専従者控除} - \text{所得金額調整控除}$
----------------	----------	---	-----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

国民年金、厚生年金、共済年金、恩給などの公的年金等による所得です（遺族年金、寡婦年金、障害年金などは非課税の収入であるため除きます）。公的年金等の収入金額を基に、次において算出した金額が所得金額となります。1-キ欄に収入金額を、2-⑦欄に所得金額を記入してください。

**A: 公的年金等の収入金額** 円 (源泉徴収票「支払金額」欄より転記)  
※複数枚ある場合はその合計金額を記入

**●公的年金等所得速算表**

受給者の年齢	A の金額	所得金額 (雑所得)	受給者の年齢	A の金額	所得金額 (雑所得)
65歳以上 S33.1.1 以前生まれ	330万円未満	(A) - 110万円	65歳未満 S33.1.2 以降生まれ	130万円未満	(A) - 60万円
	330万円以上 410万円未満	(A) × 75% - 27.5万円		130万円以上 410万円未満	(A) × 75% - 27.5万円
	410万円以上 770万円未満	(A) × 85% - 68.5万円		410万円以上 770万円未満	(A) × 85% - 68.5万円
1000万円以上	1000万円未満	(A) × 95% - 145.5万円	1000万円以上	1000万円未満	(A) × 95% - 145.5万円
	1000万円以上	(A) - 195.5万円		1000万円以上	(A) - 195.5万円

※公的年金以外の所得金額が1000万円を超える場合は、控除額を10万円減額  
※公的年金以外の所得金額が2000万円を超える場合は、控除額を20万円減額

**公的年金等の雑所得の金額** 円 (上記速算表にあてはめて算出)

◎所得金額調整控除  
給与所得及び公的年金所得があり、その合計額が10万円を超える場合、下記の計算式で算出した数値（所得金額調整控除）を、2ページで算出した給与所得の金額から更に控除します。  
控除額：{給与所得(10万円超の場合は10万円) + 公的年金所得(10万円超の場合は10万円)} - 10万円

**業 務**  
〔1-ケ欄、2-⑧欄〕  
裏面10欄  
原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入による所得です。申告書裏面10欄の各項目を記入し、表面1-ケ欄に収入金額を、2-⑧欄に所得金額を記入してください。  
**収入金額 - 必要経費 = 所得金額**

**その他**  
〔1-ケ欄、2-⑨欄〕  
裏面10欄  
生命保険契約等に基づく個人年金、郵便局の年金保険などの上記以外のものによる所得です。申告書裏面10欄の各項目を記入し、表面1-ケ欄に収入金額を、2-⑨欄に所得金額を記入してください。  
**収入金額 - 必要経費 = 所得金額**

**合計**〔2-⑩欄〕 ⑦～⑨の合計を記入してください。⑦～⑨の合計がマイナスとなる場合は0円と記入してください。

**総合譲渡**  
〔1-コ・サ欄、2-⑪欄〕  
裏面12欄  
総合譲渡所得とは、土地建物等や株式等以外の資産（機械やゴルフ会員権、船舶、特許権、漁業権、書画、骨とう、貴金属など）の譲渡による所得をいいます。短期と長期に区分され、短期譲渡所得は譲渡した資産の保有期間が5年以内のもの、長期譲渡所得は保有期間が5年を超えるものです。次において算出した金額が所得金額となります。申告書裏面12欄の各項目を記入し、表面1-コ欄に下表の（E）の金額を、1-サ欄に下表の（J）の金額を、2-⑪欄に（K）の金額（一時所得がある場合は一時所得の金額と総合譲渡所得の金額との合計額）を記入してください。  
※土地建物等や株式等の譲渡による所得は分離課税所得となります。

短期譲渡所得	A: 収入金額	円	長期譲渡所得	F: 収入金額	円
	B: 必要経費（※1）	円		G: 必要経費（※1）	円
	C: 差引金額「A - B」	円		H: 差引金額「F - G」	円
	D: 特別控除額（※2）	円		I: 特別控除額（※3）	円
	E: 所得金額「C - D」	円		J: 所得金額「H - I」	円

**K: 総合譲渡所得の金額「E + (J × 1/2)」** 円

（※1）譲渡資産の取得費（既に必要経費などに算入した金額を除きます。）から償却費相当額を差し引いた金額及び資産の譲渡に際して直接要した費用などの合計額をいいます。  
（※2）50万円と（C）の金額のいずれか少ない額とします。ただし、（C）の金額が赤字の場合は0円とします。  
（※3）「50万円 - D」と（H）の金額のいずれか少ない額とします。ただし、（H）の金額が赤字の場合は0円とします。

※（E）又は（J）の金額が赤字の場合や営業等、農業、不動産所得の金額が赤字の場合は、この計算欄により計算することができない場合がありますので、詳しくはおたずねください。

**一時**  
〔1-シ欄、2-⑫欄〕  
裏面12欄  
一時所得とは、生命保険契約に基づく一時金、損害保険契約に基づく満期返戻金、賞金や懸賞当選金品、競馬・競輪の払戻金などによる所得をいいます。次において算出した金額が所得金額となります。申告書裏面12欄の各項目を記入し、表面1-シ欄に下表の（E）の金額を、2-⑫欄に（F）の金額（総合譲渡所得がある場合は一時所得の金額と総合譲渡所得の金額との合計額）を記入してください。

A: 収入金額	円	D: 特別控除額（※2）	円
B: 必要経費	円	E: 所得金額「C - D」	円
C: 差引金額「A - B」（※1）	円		

**F: 一時所得の金額「E × 1/2」** 円

（※1）赤字の場合は0円とします。  
（※2）50万円と（C）の金額のいずれか少ない額とします。

※営業等、農業、不動産、総合譲渡所得の金額が赤字の場合は、この計算欄により計算することができない場合がありますので、詳しくはおたずねください。

**分離課税所得について**  
分離課税所得（分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得、株式等の譲渡所得、上場株式等に係る配当所得、先物取引に係る雑所得、山林所得）がある方は用紙が異なります。詳しくはおたずねください。

**所得のなかった方は…**  
次に該当する方は、2-⑬の所得金額合計欄に「0」と記入し、申告書7欄「所得のなかった方の記入欄」に記入（該当する項目を○で囲む（その他の場合は、カッコ内に内容も記入）の上、申告書を提出してください。  
・無職、休業、退職、失業、学生などのため、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間に所得がなかった方  
・令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間に次に掲げる非課税の収入があるのみで、他に収入（所得）がなかった方  
【非課税収入】雇用保険（失業等給付）、労災保険（療養・休業補償給付等）、遺族年金、寡婦年金、障害年金、児童扶養手当など

### 3・4所得から差し引かれる金額に関する事項

以下の説明を参考に該当欄に必要事項を記入してください。

※この項目の説明文及び表には(注1)(注2)の注釈がありますが、これらの説明は6ページ中段「医療費控除」欄の下にあります。

<p><b>社会保険料控除</b> [3-⑬欄、4-⑬欄]</p>	<p>あなた又はあなたと生計を一にする配偶者や親族が負担することになっている国民健康保険税(料)、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料などの社会保険料をあなたが支払った場合は、その全額が控除の対象となります。3-⑬欄の該当する項目を○で囲み(又はカッコ内に社会保険の種類を記入)、その支払額を記入し、4-⑬欄に合計額を記入してください。</p> <p>※(国民年金保険料の)控除証明書等、名張市から送付した納付済ハガキ(国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料)の添付又は提示が必要です。</p>																																																								
<p><b>小規模企業共済等掛金控除</b> [4-⑭欄]</p>	<p>あなたが小規模企業共済法、確定拠出年金法、心身障害者扶養共済制度の規定による掛金を支払った場合は、その全額が控除の対象となります。4-⑭欄にこれらの支払額の合計を記入してください。</p> <p>※掛金の額を証する書類の添付又は提示が必要です。</p>																																																								
<p><b>生命保険料控除</b> [3-⑮欄、4-⑮欄]</p> <p>控除証明書の添付又は提示が必要です。 計算で生じた端数は切り上げとなります。</p>	<p>受取人の全てをあなた又はあなたの配偶者や親族とする一般の生命保険契約、個人年金保険契約、介護医療保険契約等に基づく保険料をあなたが支払った場合には、控除の対象となります。一般の生命保険(新生命保険分、旧生命保険分)・個人年金保険(新個人年金分、旧個人年金分)・介護医療保険に区分(保険会社等が発行する控除証明書にその控除区分が表示されています。)し、それぞれの保険料の支払額の合計を基に、次において算出した(P)の金額が控除額となります。3-⑮欄にそれぞれの保険料の支払額の合計を記入し、4-⑮欄に控除額を記入してください。</p> <p>※税制改正により、平成25年度から生命保険料控除制度が改正され、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等は新制度が、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等は旧制度がそれぞれ適用となり、控除額の計算方法が異なります。</p> <p>※生命保険料控除の限度額は70,000円です。一般の生命保険と個人年金保険については、新制度のみ、旧制度のみ、新・旧制度併用のいずれか多い控除を受けることができます。ただし、新制度のみ、又は、新・旧制度併用の場合の限度額は28,000円です。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width:50%;">A:一般の生命保険料(新)の支払額の合計</td> <td style="width:10%; text-align: right;">円</td> <td style="width:50%;">I:G・Hのいずれか多い額</td> <td style="width:10%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>B:一般の生命保険料(旧)の支払額の合計</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td>J:Cを下表〔I〕に当てはめ算出した額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>C:個人年金保険料(新)の支払額の合計</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td>K:Dを下表〔II〕に当てはめ算出した額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>D:個人年金保険料(旧)の支払額の合計</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td>L:J+K(限度額28,000円)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>E:介護医療保険料の支払額の合計</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td>M:K・Lのいずれか多い額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>F:Aを下表〔I〕に当てはめ算出した額</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td>N:Eを下表〔I〕に当てはめ算出した額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>G:Bを下表〔II〕に当てはめ算出した額</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td>O:合計金額「I+M+N」</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>H:F+G(限度額28,000円)</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td>P:70,000円と「O」のいずれか少ない額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔I〕新制度(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔II〕旧制度(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)</td> </tr> <tr> <td style="width:30%;">〔A〕〔C〕〔E〕の額</td> <td style="width:30%;">控除額</td> <td style="width:30%;">〔B〕〔D〕の額</td> <td style="width:30%;">控除額</td> </tr> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>「A・C・Eの額」の全額</td> <td>15,000円以下</td> <td>「B・Dの額」の全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円</td> <td>「A・C・Eの額」×1/2 + 6,000円</td> <td>15,001円～40,000円</td> <td>「B・Dの額」×1/2 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～56,000円</td> <td>「A・C・Eの額」×1/4 + 14,000円</td> <td>40,001円～70,000円</td> <td>「B・Dの額」×1/4 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>28,000円</td> <td>70,001円以上</td> <td>35,000円</td> </tr> </table>	A:一般の生命保険料(新)の支払額の合計	円	I:G・Hのいずれか多い額	円	B:一般の生命保険料(旧)の支払額の合計	円	J:Cを下表〔I〕に当てはめ算出した額	円	C:個人年金保険料(新)の支払額の合計	円	K:Dを下表〔II〕に当てはめ算出した額	円	D:個人年金保険料(旧)の支払額の合計	円	L:J+K(限度額28,000円)	円	E:介護医療保険料の支払額の合計	円	M:K・Lのいずれか多い額	円	F:Aを下表〔I〕に当てはめ算出した額	円	N:Eを下表〔I〕に当てはめ算出した額	円	G:Bを下表〔II〕に当てはめ算出した額	円	O:合計金額「I+M+N」	円	H:F+G(限度額28,000円)	円	P:70,000円と「O」のいずれか少ない額	円	〔I〕新制度(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)		〔II〕旧制度(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)		〔A〕〔C〕〔E〕の額	控除額	〔B〕〔D〕の額	控除額	12,000円以下	「A・C・Eの額」の全額	15,000円以下	「B・Dの額」の全額	12,001円～32,000円	「A・C・Eの額」×1/2 + 6,000円	15,001円～40,000円	「B・Dの額」×1/2 + 7,500円	32,001円～56,000円	「A・C・Eの額」×1/4 + 14,000円	40,001円～70,000円	「B・Dの額」×1/4 + 17,500円	56,001円以上	28,000円	70,001円以上	35,000円
A:一般の生命保険料(新)の支払額の合計	円	I:G・Hのいずれか多い額	円																																																						
B:一般の生命保険料(旧)の支払額の合計	円	J:Cを下表〔I〕に当てはめ算出した額	円																																																						
C:個人年金保険料(新)の支払額の合計	円	K:Dを下表〔II〕に当てはめ算出した額	円																																																						
D:個人年金保険料(旧)の支払額の合計	円	L:J+K(限度額28,000円)	円																																																						
E:介護医療保険料の支払額の合計	円	M:K・Lのいずれか多い額	円																																																						
F:Aを下表〔I〕に当てはめ算出した額	円	N:Eを下表〔I〕に当てはめ算出した額	円																																																						
G:Bを下表〔II〕に当てはめ算出した額	円	O:合計金額「I+M+N」	円																																																						
H:F+G(限度額28,000円)	円	P:70,000円と「O」のいずれか少ない額	円																																																						
〔I〕新制度(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)		〔II〕旧制度(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)																																																							
〔A〕〔C〕〔E〕の額	控除額	〔B〕〔D〕の額	控除額																																																						
12,000円以下	「A・C・Eの額」の全額	15,000円以下	「B・Dの額」の全額																																																						
12,001円～32,000円	「A・C・Eの額」×1/2 + 6,000円	15,001円～40,000円	「B・Dの額」×1/2 + 7,500円																																																						
32,001円～56,000円	「A・C・Eの額」×1/4 + 14,000円	40,001円～70,000円	「B・Dの額」×1/4 + 17,500円																																																						
56,001円以上	28,000円	70,001円以上	35,000円																																																						
<p><b>地震保険料控除</b> [3-⑯欄、4-⑯欄]</p> <p>控除証明書の添付又は提示が必要です。 計算で生じた端数は切り上げとなります。</p>	<p>あなた又はあなたと生計を一にする配偶者や親族が所有する住宅等を保険の目的とする損害保険契約に基づく次の①又は②に該当する保険料をあなたが支払った場合には、次において算出した(F)の金額が控除の対象となります。ただし、一つの損害保険契約に基づく保険料が①と②の両方に該当する場合は、いずれか一つのみが控除の対象となります。</p> <p>①地震保険料…地震・噴火又はこれらによる津波を直接・間接の原因とする火災・損壊等による損害により生じた損失額を填補する保険金等が支払われる部分の保険料</p> <p>②旧長期損害保険料…保険期間が10年以上で満期返戻金が支払われる損害保険契約の保険料(保険期間の始期が平成18年12月31日以前のもので平成19年1月1日以後に契約内容を変更していないものに限ります。)</p> <p>3-⑯欄にそれぞれの保険料の支払額の合計を記入し、4-⑯欄に控除額を記入してください。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width:50%;">A:①に該当する保険料の支払額の合計</td> <td style="width:10%; text-align: right;">円</td> <td rowspan="2" style="width:5%;">①の保険</td> <td style="width:15%;">「A」の額</td> <td style="width:20%;">控除額</td> </tr> <tr> <td>B:②に該当する保険料の支払額の合計</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td>50,000円以下</td> <td>Aの額×1/2</td> </tr> <tr> <td>C:Aを右表に当てはめ算出した額</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td>50,001円以上</td> <td>25,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>D:Bを右表に当てはめ算出した額</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td rowspan="3" style="width:5%;">②の保険</td> <td style="width:15%;">「B」の額</td> <td style="width:20%;">控除額</td> </tr> <tr> <td>E:合計金額「C+D」</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td>5,000円以下</td> <td>Bの額の全額</td> </tr> <tr> <td>F:25,000円とEのいずれか少ない額</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td>5,001円以上～15,000円</td> <td>Bの額×1/2 + 2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>15,001円以上</td> <td>10,000円</td> <td></td> </tr> </table>	A:①に該当する保険料の支払額の合計	円	①の保険	「A」の額	控除額	B:②に該当する保険料の支払額の合計	円	50,000円以下	Aの額×1/2	C:Aを右表に当てはめ算出した額	円	50,001円以上	25,000円		D:Bを右表に当てはめ算出した額	円	②の保険	「B」の額	控除額	E:合計金額「C+D」	円	5,000円以下	Bの額の全額	F:25,000円とEのいずれか少ない額	円	5,001円以上～15,000円	Bの額×1/2 + 2,500円			15,001円以上	10,000円																									
A:①に該当する保険料の支払額の合計	円	①の保険	「A」の額		控除額																																																				
B:②に該当する保険料の支払額の合計	円		50,000円以下	Aの額×1/2																																																					
C:Aを右表に当てはめ算出した額	円	50,001円以上	25,000円																																																						
D:Bを右表に当てはめ算出した額	円	②の保険	「B」の額	控除額																																																					
E:合計金額「C+D」	円		5,000円以下	Bの額の全額																																																					
F:25,000円とEのいずれか少ない額	円		5,001円以上～15,000円	Bの額×1/2 + 2,500円																																																					
		15,001円以上	10,000円																																																						

**寡婦、ひとり親控除**  
〔3-⑰欄、4-⑰欄〕

令和4年12月31日現在、あなたが寡婦又はひとり親である場合には、控除の対象となります。寡婦、ひとり親の要件と控除額は次のとおりです。3-⑰欄の該当項目にレ点を記入し、4-⑰欄に控除額を記入してください。

要件	寡婦	ひとり親	
①死別・離別の区分	夫と死別し、若しくは夫と離婚した後、婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者	夫と死別した後、婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者	婚姻歴の有無は問わない
②扶養親族等の有無	扶養親族又はその者と生計を一にする子(他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く)で前年の総所得金額が480,000円以下の者を有していること。	扶養親族の有無を問わない	その者と生計を一にする子(他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く)で前年の総所得金額が480,000円以下の者を有していること。
③所得制限	前年の合計所得金額(※2)が500万円以下		
控除額	26万円		30万円

※寡婦又はひとり親であっても、住民票の続柄が「夫(未届)」 「妻(未届)」と記載されている場合は対象になりません。

**勤労学生控除**  
〔3-⑱欄、4-⑱欄〕  
学生証等の添付又は提示が必要です。

令和4年12月31日現在、あなたが学生、生徒又は児童であり、かつあなたの所得の合計(注1)が75万円以下であり、うちあなたの勤労によらない所得が10万円以下である場合には、26万円の控除を受けることができます。3-⑱欄にレ点と学校名を記入し、4-⑱欄に控除額を記入してください。

**障害者控除**  
〔3-⑲欄、4-⑲欄〕

令和4年12月31日現在(該当者が令和4年の中途に死亡した場合はその死亡時の現況において)、あなた又はあなたの同一生計配偶者や扶養親族が障害者又は特別障害者に該当する場合は、控除の対象となります。障害者・特別障害者の主な要件と控除額は下表のとおりです。3-⑲欄の各項目を記入し(あなたが障害者に該当する場合は本人の欄にその等級を、又、扶養親族が障害者に該当する場合は親族氏名と障害の程度をご記入ください)、4-⑲欄に控除額を記入してください。

主な要件	障害者	特別障害者
①身体障害者手帳に身体上の障害がある者と記載されている。	障害の程度が3級以下である。	障害の程度が1級又は2級である。
②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている。	障害等級が2級又は3級である。	障害等級が1級である。
③戦傷病者手帳の交付を受けている。	障害の程度が第4項以下である。	障害の程度が恩給法別表の特別項症から第3項までである。
④知的障害者と判定され療育手帳等の交付を受けている。	知的障害である。 (療育手帳の表示がB)	重度の知的障害である。 (療育手帳の表示がA)
控除額	26万円	30万円

※特別障害者である扶養家族が、あなたやあなたの配偶者又はあなたと生計を一にする親族のどなたかと同居を常としていたときは23万円の加算額があります。

**配偶者控除**  
〔3-⑳欄、4-⑳欄〕  
裏面11欄

令和4年12月31日現在(配偶者が令和4年の中途に死亡した場合はその死亡時の現況において)、あなたの所得(注1)が1,000万円以下で、あなたが生計を一にする所得(注1)が48万円以下(給与収入のみの場合は103万円以下)の配偶者を有する場合は、控除対象配偶者とされ、控除の対象となります。ただし、配偶者が青色事業専従者又は白色事業専従者である場合やどなたかの扶養親族である場合は控除の対象になりません。控除額は下表のとおりです。

3-⑳欄の各項目を記入し、4-⑳欄に下表に従い、区分及び控除額を記入してください。なお、控除対象配偶者があなたと別居している場合は、申告書裏面11欄に配偶者の氏名・住所を記入してください。又、あなたの合計所得金額が1,000万円超で配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合は配偶者の氏名・生年月日の記入とあわせて同一生計配偶者欄にレ点を記入してください。(控除額はありません。)

	区分	あなたの合計所得金額			
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超
一般の控除対象者 (昭和28年1月2日以降生まれ)	配	330,000円	220,000円	110,000円	0円
老人控除対象配偶者 (昭和28年1月1日以前生まれ)	老	380,000円	260,000円	130,000円	0円

**配偶者特別控除**  
〔3-㉑欄、4-㉑欄〕  
裏面11欄

令和4年12月31日現在(配偶者が令和4年の中途に死亡した場合はその死亡時の現況において)、あなたが生計を一にする所得(注1)が48万円を超え133万円以下の配偶者を有し、かつあなたの所得の合計(注1)が1,000万円以下である場合は、控除の対象となります。ただし、配偶者が青色事業専従者又は白色事業専従者である場合は控除の対象になりません。控除額はあなたと配偶者の所得(注1)の額によって下表のとおり区分されます。3-㉑欄の各項目を記入し、4-㉑欄に控除額を、区分欄に「特」と記入してください。なお、配偶者があなたと別居している場合は、申告書裏面11欄に配偶者の氏名・住所を記入してください。

配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額			
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超
48万円超100万円以下	330,000円	220,000円	110,000円	0円
100万円超105万円以下	310,000円	210,000円	110,000円	0円
105万円超110万円以下	260,000円	180,000円	90,000円	0円
110万円超115万円以下	210,000円	140,000円	70,000円	0円
115万円超120万円以下	160,000円	110,000円	60,000円	0円
120万円超125万円以下	110,000円	80,000円	40,000円	0円
125万円超130万円以下	60,000円	40,000円	20,000円	0円
130万円超133万円以下	30,000円	20,000円	10,000円	0円
133万円超	0円	0円	0円	0円

令和4年12月31日現在（その親族が令和4年の中途に死亡した場合はその死亡時の現況において）、あなたが生計を一にする所得（注1）が48万円以下（給与収入のみの場合は103万円以下）の16歳以上の親族を有する場合は、控除対象扶養親族とされ、控除の対象となります。ただし、その親族が青色事業専従者又は白色事業専従者である場合や、どなたかの控除対象配偶者や扶養親族である場合は控除の対象なりません。控除額は下表の区分のとおりです。3-⑳欄の各項目を記入し、4-㉑欄に扶養控除額の合計を記入してください。なお、あなたと別居している扶養親族がいる場合は、申告書裏面11欄にその扶養親族の氏名・住所を記入してください。

**扶養控除**  
〔3-⑳欄、4-㉑欄〕  
裏面11欄

対象扶養親族の種類		年齢要件等	控除額
特定扶養親族		生年月日が平成12年1月2日から平成16年1月1日までの人	45万円
老人扶養親族	同居老親等	生年月日が昭和28年1月1日以前で下記（※1）に該当する人	45万円
	同居老親等以外	生年月日が昭和28年1月1日以前で下記（※1）に該当しない人	38万円
一般の控除対象扶養親族		生年月日が平成19年1月1日以前で上記いずれにも該当しない人	33万円
年少扶養親族（※2）		生年月日が平成19年1月2日以降の人	0円

（※1）あなたやあなたの配偶者の直系尊属（父母、祖父母、曾祖父母等）であり、かつあなた又はあなたの配偶者と同居を常としている人をいいます。  
（※2）扶養控除の適用はありませんが、市民税・県民税の非課税限度額の算定に必要ですので、16歳未満の扶養親族を有する場合にも忘れず記入してください。また、障害者控除については、年少扶養親族を有する場合で扶養控除の適用がない場合においても、適用されます。

**基礎控除**  
〔4-㉒欄〕

あなたの所得（注1）が2,400万円以下の場合、控除額は**43万円**となります。所得（注1）が2,400万円を超えると**29万円**、2,450万円を超えると**15万円**、2,500万円を超えると**0円**となります。

**雑損控除**  
〔3-㉓欄、4-㉔欄〕

領収書等の添付又は提示が必要です。  
Dの計算で生じた端数は切り捨てとなります。

あなた又はあなたと生計を一にする所得（注2）が48万円以下の配偶者や親族が所有する家屋や家財など（生活に通常必要でない資産等を除きます。）について災害、盗難などにより損害を受けた場合やあなたがその災害等に関連してやむを得ない支出をした場合は控除の対象となります。控除額は、次の（E）と（G）のうちのいずれか多い金額となります。3-㉓欄の各項目を記入し、4-㉔欄に控除額を記入してください。

A: 損害金額（災害関連支出の金額を含む）	円	D: あなたの所得の合計額（注2）×0.1	円
B: 保険金などで補てんされる金額	円	E: 差引金額「C-D」	円
C: 差引損失額「A-B」	円	F: Cのうち災害関連支出の金額	円
		G: F-5万円	円

※C、D、E、Gの金額が赤字の場合は0円とします。

**医療費控除**  
〔3-㉕欄、4-㉖欄〕

医療費控除の明細書又はセルフメディケーション税制の明細書及び一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付が必要となります。（医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付する場合は医療費控除の明細の記入を省略できます。）

あなたが、あなた又はあなたと生計を一にする配偶者や親族の医療費を支払った場合や、健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取組を行っているあなたが、あなた又はあなたと生計を一にする配偶者や親族の特定一般用医薬品等購入費を支払った場合は、次において算出した（F）の金額が控除の対象となります。ただし、（F）の金額は、医療費の場合200万円、特定一般用医薬品等購入費の場合88,000円が上限となります。

A: 支払った医療費又は特定一般用医薬品等購入費	円	D: あなたの所得の合計額（注2）×0.05	円
B: 保険金などで補てんされる金額	円	E: 医療費：10万円とDのいずれか少ない額 特定一般用医薬品等購入費：12,000円	円
C: 差引金額「A-B」	円	F: 差引金額「C-E」	円

※C、D、Fの金額が赤字の場合は0円とします。  
※従来の医療費控除と特定一般用医薬品等購入費による医療費控除とは選択適用となります。  
特定一般用医薬品等購入費による医療費控除を受ける場合は申告書「セ□」欄にレ点を記入してください。

（注1）この場合の所得は、令和4年中の合計所得金額のことをいいます。通常は、該当する方の申告書の2-㉑欄に相当する金額となります。ただし、純損失等の繰越控除や分離課税の所得がある場合は、繰越控除をしないで計算した総所得金額と分離課税の所得金額（分離譲渡所得の金額は特別控除前で計算）との合計額となります。  
（注2）この場合の所得は、令和4年中の総所得金額等のことをいいます。通常は、該当する方の申告書の2-㉑欄に相当する金額となります。ただし、純損失等の繰越控除や分離課税の所得がある場合は、繰越控除の特例を適用して計算した総所得金額と分離課税の所得金額（分離譲渡所得の金額は特別控除前で計算）との合計額となります。

**その他の事項**

**5 寄附金に関する事項について**  
あなたが、次のいずれかの寄附金を支出し、かつその寄附金額の合計が2千円を超える場合には、一定の基準により算出した額が税額控除の対象となります。この税額控除を受けようとする方は、申告書の「5 寄附金に関する事項」の該当寄附金欄に、支払金額を記入のうえ、寄附金の証明書・領収書等を必ず添付してください。※ふるさと納税のワンストップ特例の申請をされた方が当申告をされると、特例の申請は無効となりますのでご注意ください。

【寄附金税額控除の対象となる寄附金】  
○特例控除対象となる都道府県・市区町村に対する寄附金（「ふるさと寄附金」として通常の寄附金税額控除額に特例控除額が加算されます。）  
○特例控除対象以外の都道府県・市区町村、三重県共同募金会・日本赤十字社三重県支部に対する寄附金  
○地方税法の規定により住民の福祉の増進に寄与するものとして、三重県又は名張市の条例で定める寄附金

**6 給与・公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法について**  
市民税・県民税の納税方法が給与天引き（特別徴収）であり、かつ給与や公的年金以外の所得に係る市民税・県民税をご自分で納付（普通徴収）することを希望する場合は、必ず「6 給与・公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法」欄の「自分で納付（普通徴収）」の□にレ点を記入してください。書き方がない場合は、原則給与天引きとなります。  
※令和5年4月1日において65歳以上の方は、公的年金等の雑所得にかかる市民税・県民税については、この欄への記入に関係なく、原則給与天引きされません。

**15 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項について**  
特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額等に含め、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、「裏面15配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」欄に配当割額・株式等譲渡所得割額（支払の際に徴収されている住民税額）を記入してください。書き方2ページ「1 収入金額等 及び 2 所得金額」の「配当」の項目を参照。控除適用には、3月15日まで（申告期限後においては納税通知書が送達される時まで）の申告が必要です。

**16 住宅借入金等特別税額控除に関する事項について**  
前年分の所得税につき、住宅借入金等特別控除を受けている方で、平成25年から令和7年までに入居され、所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額がある方は、「16 住宅借入金等特別税額控除に関する事項」欄に居住開始年月日及び住宅借入金等特別税額控除可能額を記入してください。